



2022年5月20日

各位

会社名 株式会社フォーラムエンジニアリング  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 勉  
(コード：7088 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員 兼 広報・IR部 風間 直毅  
ゼネラルマネージャー  
(電話：03-3560-5505)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第42回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 場所の定めのない株主総会を可能とする変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。

バーチャル株主総会は、居住地に関わらず多くの株主の皆様にご出席いただけることから、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、新型コロナウイルス感染症や大規模自然災害発生時をはじめとした有事対策や今後の様々な社会情勢の変化にも柔軟な対応が可能となります。株主総会は株主の皆様と当社との対話を促進できる貴重な機会と捉えていることから、株主総会の開催の決定方法につきましては、株主の皆様の権利を最優先とし、感染症の防止対策や大規模災害等の社会的な情勢を踏まえ、取締役会の決議により慎重に決定いたします。なお、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものといたします。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。



- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。  
なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(3) 取締役の任期変更

コーポレートガバナンスのさらなる強化を目的として、事業年度ごとの取締役の経営責任の明確化に加えて、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（任期）につき所要の変更を行うとともに、2021年6月24日開催の第41回定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更内容は以下の通りです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>附 則</p> <p>(取締役の任期に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>定款第20条（任期）の規定にかかわらず、2021年6月24日開催の第41回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023年6月開催の第43回定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p><u>2. 本条の規定は、前項の期日の経過後これを削除する。</u></p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月24日（予定）

以上